

開庁時間の変更に伴う時間外勤務の削減目標等について

【時間外勤務の削減】

開庁時間の変更を契機として、窓口担当だけでなく全庁的に時間外勤務の削減に取り組むこととし、以下を目標とします。（令和 6 年度比）

- ・ 第 1 段階（9 時～17 時） 令和 8 年 1 月～

全庁で約 5%の時間外勤務削減

- ・ 第 2 段階（9 時～16 時） 令和 8 年 10 月～

全庁で約 10%の時間外勤務削減

【財政効果額】

第 2 段階（令和 8 年 10 月）以降、時間外勤務手当を含む人件費等「年間 2,400 万円」以上の削減を目標とします。

【短縮時間を活用した業務改善】

- ・ 第 1 段階は、時間外作業の勤務時間内へのシフト、事務手順の見直し、朝会・夕会による情報共有、執務室・窓口の整理整頓・環境美化 など
- ・ 第 2 段階は、所属内面談、政策立案のための意見交換会、定例会議、DX の視点での業務見直し など
- ・ 各段階で、各課が実施している好取組を収集し、水平展開することで、全庁的な業務改善を図ります。